

# 長崎県立青少年教育施設指定管理者募集要項

長崎県教育庁生涯学習課

令和7年7月

## 目 次

1 募集方法及び施設の名称、所在地	1
2 施設の概要等	1
3 指定管理者が行う管理の基準	1
4 指定管理者の指定(予定)期間	3
5 指定管理者が行う業務の範囲	4
6 自由提案事業	4
7 指定管理者と県又は県教育委員会の役割分担	5
8 指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担	5
9 業務の運営と組織	7
10 モニタリングの実施	7
11 管理運営経費等	7
12 指定の申請にあたっての留意事項	7
13 指定管理者の指定の申請	8
14 現地説明会	10
15 指定管理者の指定	10
16 指定管理者の選定方式等	11
17 募集要項等の配布	11
18 その他	12
19 質問及び回答	12

## 長崎県立青少年教育施設指定管理者募集要項

長崎県立佐世保青少年の天地(以下「佐世保青少年の天地」という。)及び長崎県立世知原少年自然の家(以下「世知原少年自然の家」という。)の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、長崎県立佐世保青少年の天地条例(昭和44年長崎県条例第15号、以下「天地条例」という。)の第2条及び長崎県立少年自然の家条例(昭和48年長崎県条例第68号、以下「自然の家条例」という。)の第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

### 1 募集方法及び施設の名称、所在地

募集にあたっては、以下の2施設について、一括で管理・運営を行う指定管理者を募集します。

施設名称	所在地	設置年月
佐世保青少年の天地	佐世保市烏帽子町376	昭和44年7月
世知原少年自然の家	佐世保市世知原町赤木場17-2	昭和50年12月

### 2 施設の概要等

#### (1) 青少年教育施設の設置目的

佐世保青少年の天地及び世知原少年自然の家は、青少年を大自然に親しませ集団宿泊研修や自然体験活動を通して、その健全な育成を図ることを目的として設立された社会教育施設です。

#### (2) 施設の概要

施設名称	主な施設・設備
佐世保青少年の天地	定員450名(夏場650名) 宿泊室(46室)、研修室(3室)、学習室(2室)、 食堂、浴室、ロッジ棟、ケビン(5棟)、セントラルロッジ、多目的ホール、キャンプ場、プレイグラウンド、テニスコート、野外遊具場、天体観測車
世知原少年自然の家	研修室(2室)、プレイホール、つどいの広場、芝運動場、キャンプ場、炊飯棟、冒険の森、 旧宿泊室(20室)、旧食堂、旧浴室

※世知原少年自然の家は、令和6年度からテント泊を除く宿泊機能を停止し、日帰り施設として運営

### 3 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

#### (1) 公平性の確保

各施設の管理運営にあたっては、住民の平等な利用について確保して下さい。

なお、県教育委員会主催等の公共性の高いものについては、優先的な利用を確保してください。

#### (2) 関係法令の遵守

指定管理者が施設の管理運営業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する必要があります。

### (3) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、長崎県個人情報保護に関する法律施行条例の規定に基づき、別途締結する協定書において、「受託者が講ずべき安全確保の措置」として県が明示した措置を実施していただきます。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。(退職後もその対象となります。)

違反した場合は、同条例に規定する罰則の適用があります。

### (4) 開館日

開館日は、天地条例第6条及び自然の家条例第6条の規定に基づき、知事の承認を得て指定管理者が定める日(以下、休館日とする。)を除き、開館するものとします(改正条例について令和7年7月15日公布)。

休館日については、事業計画書の中で提案することとしますが、施設の維持管理、人員配置、エネルギーコスト等の観点から、効率的な運営が図れるような休館日設定とするとともに、施設の利用実績や季節変動等を踏まえ、利用者に配慮した設定が求められます。

なお、指定管理者は必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができます。

#### 【現在の休館日】

①年末・年始(12月28日～翌年の1月5日)

②毎週月曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日にあたる場合は、その翌日)

※②については、佐世保青少年の天地を除く

### (5) 利用料金

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、「利用料金制度」を採用します。

利用料金制度とは、来館者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになるので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

また、利用料金は、天地条例第10条第4項及び自然の家条例第10条第4項の規定に基づき、規模、形態、提供するサービス等において類似の施設の同種料金と比較して、著しく乖離しない設定が求められます(改正条例について令和7年7月15日公布)。以下の考え方にに基づき、適正と考える利用料金について提案をしてください。

#### ○料金設定の考え方

施設運営の充実やサービス向上に伴い、必要な経費の一部については、従来よりも利用者負担を求めることを検討しています。

ただし、料金設定にあたっては、施設の設置目的に反しない範囲での料金設定とする必要があるため、以下の考え方にに基づき、同種施設と著しく乖離しない料金を提案してください。

なお、最終的な利用料金は県教育委員会と協議のうえ承認することになります。

種別	考え方
宿泊利用料金	以下の施設の料金等を参考とし、提供するサービスを踏まえて、適正かつ妥当な料金を提案してください。 <参考施設> ・国立諫早青少年自然の家

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日吉自然の家</li> <li>・その他、類似のサービスを提供する施設</li> </ul> <p>なお、提案にあたっては、参考とした施設の料金との比較表等を添付し、料金設定の根拠を明示してください。</p>
施設利用料金（キャンプ場、体育館、研修室等）	<p>類似のサービスを提供する施設の料金等を参考とし、提供するサービスを踏まえて、適正かつ妥当な料金を提案してください。</p> <p>なお、提案にあたっては、参考とした施設の料金との比較表等を添付し、料金設定の根拠を明示してください。</p>

○利用料金以外に設定することになる実費相当額等

利用料金と別にシーツクリーニング代や冷暖房費、食事代等の実費相当額を設定することになります。

また、主催事業の参加費は、事業内容に応じて利用料金（宿泊利用料金、施設利用料金等）と実費相当額（シーツクリーニング代や冷暖房費、食事代等）に教材費等の物品代や保険料等を加えた金額を参加費として設定することとします。

(6) 利用料金の減免

県教育委員会があらかじめ指定する利用については、天地条例第 11 条及び自然の家条例第 11 条の規定により、公益上その他特別の理由があると認め、利用料金を減額し、又は免除してください。

なお、原則として次の各号に該当すると認めるときは、利用料金を減免するものとします。

- ① 県内の学校等が学校行事として行う宿泊体験学習等（日帰り利用を含む）で利用するときは、その利用料金を全額免除する。
- ② 障害者及び介護者が施設を利用する場合は、その利用料金を全額免除する。
- ③ 県又は県教育委員会（県立青少年教育施設を含む）の主催・共催による事業等を無料で開催するときは、その利用料金を全額免除する。
- ④ 指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、その利用料金の全額又は5割相当額を免除する。

（備考）

・学校等とは、「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づき設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、高等専修学校及び特別支援学校」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の規定に基づき設置される認定こども園」、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設」をいう。

**4 指定管理者の指定（予定）期間**

(1) 指定（予定）期間は、令和8年4月1日から令和 13 年3月 31 日までの5年間とします。

(2) 指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。

(3) ただし、県は地方自治法第 244 条の2第 11 項の規定に基づき、次の各号に該当する場合等は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 協定事項に違反したと認められる場合
- ② 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合
- ③ 解散した場合
- ④ 経営状況などにより、業務を適切に遂行できない恐れがあると認められる場合
- ⑤ 社会的信用を損なう行為などにより、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

## 5 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は(1)～(6)のとおりとします。

ただし、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとします。

### (1) 各青少年教育施設の利用に関する業務

- ・年間の利用計画の調整及び管理
- ・施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付
- ・利用料金の徴収(減免を含む)
- ・入所者への食事などの必要なサービスの提供
- ・利用者の安全確保及び安全指導等
- ・その他利用者への対応全般に関すること

### (2) 各青少年教育施設の管理運営及び施設、付属設備並びに備品の維持及び修繕に関する業務

- ・詳細については、別添の「管理運営業務の内容及び基準等に関する資料」によるものとします。
- なお、食事提供業務は運営費削減の観点から、提案により食堂運営以外の食事提供手法をとることも可能とします。

### (3) 各青少年教育施設の主催事業に関する業務

- ・主催事業とは、青少年教育施設の設置目的を実現させるために施設自らが企画し、参加者を募集して実施する事業です。
  - ・青少年教育施設における主催事業は、
    - ①青少年教育を担う指導者の養成・資質向上を目的とした研修事業
    - ②青年、少年等を対象とした多様な体験活動事業に分かれますが、各青少年教育施設の立地条件を活かした特色ある主催事業を計画・提案してください。
- 詳細については、別添参考資料「令和6年度 主催事業一覧表(実績)」を参照してください。

### (4) 施設の使用者・利用者の平等使用・利用を阻害しない範囲内での、その他の自主事業に関する業務

### (5) 災害発生時の緊急対応に関する業務

佐世保青少年の天地は、施設所在市により災害対策基本法(昭和36年法律第223号)上の緊急避難場所等として指定されています。その為、地震等の災害が発生した場合は、一時的に避難住民を受け入れるため施設を開錠するなどの対応を求められる場合があります。具体的な指定管理者の役割については、県・地元市・指定管理者で別途協定を締結することになります。

### (6) その他の業務

- ①庶務・経理事務
- ②事業計画書及び収支予算書の作成及び提出
- ③事業報告書の作成及び提出
- ④各種調査、照会、回答、利用統計
- ⑤その他設置目的を達成するために必要な業務

## 6 自由提案事業

施設の魅力向上、収益性向上の更なる推進に寄与するために必要な設備の導入や施設の改修等の追

加投資業務があれば提案してください。

(1) 位置づけ

指定管理者の指定後、県と指定管理者で協議を行い、内容を合意のうえ、別途県が発注を行います。

(2) 追加投資の内容

設備導入、施設の改修等、施設の魅力向上や収益性向上に必要と考える業務に充てるものとし、法令違反またはそのおそれがあるものや公序良俗に反する内容、施設の設置目的や利用者層にそぐわないものは対象外とします。

なお、予算は全体の施設整備事業と必要性を比較検討のうえ措置することになりますので、必ず提案事業の予算が確保できるわけではないことをご留意ください。

(3) 事業に伴い整備した資産・備品については、県に帰属するものとします。

(4) 収支計画

本公募で作成する収支計画に自由提案事業による収支は含めないものとしますが、自由提案する場合は、別途、自由提案事業を含めた収支計画を作成してください。

## 7 指定管理者と県又は県教育委員会の役割分担

指定管理者と県又は県教育委員会の業務分担については、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとします。

項 目	指定管理者	県又は 県教育委員会
(1) 施設の維持管理	○	
(2) 行政財産の使用料の徴収と使用許可		○
(3) 施設等の利用許可及び利用料金の徴収	○	
(4) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり100万円以下の工事)	○	
(5) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり100万円を超える工事)	○ ※ただし、協議の上、 指定管理者が実施 すると決定したもの に限る。	○ ※ただし、協議の上、 指定管理者が実施 すると決定したもの を除く。
(6) 災害復旧(本格復旧工事)		○
(7) 建物共済保険への加入		○
(8) 利用者に係る保険の加入	○	

※利用者に係る施設賠償保険は、次のとおり指定管理者が加入する。

対人賠償 1名につき 1億円以上

対人賠償 1事故につき 1億円以上

対物賠償 1事故につき 500万円以上

※現在の指定管理者が加入している保険は上記基準を満たしており、指定管理者は、引き続き同一の条件で加入することができます。

## 8 指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担

指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担については、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとします。

リスクの種類	内 容	負担者	
		指定管理者	県又は 県教育委員会
利用料収入	指定管理者の責に帰すべき事由による施設利用不能等による収入の減少	○	
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営用務に伴う事故及び同内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、反対あるいは要望等	○	
	上記以外		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更		○
	上記以外	○	
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は県教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然又は人為的な現象）に伴う事業履行不能		○
施設・設備の損傷・減失	指定管理者の故意又は過失によるもの	○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外で相手方が特定できないもの		○
管理責任（第三者への賠償含む）	指定管理者の故意又は過失によるもの	○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外で相手方が特定できないもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	

## 9 業務の運営と組織

上記「5 指定管理者が行う業務の範囲」の業務を遂行するにあたっては、事務的スタッフのほかに、相当の知識と経験を有する所長及び各青少年教育施設の基本的な性格の具現化や関係機関と連携した事業を実施するため、適正な数の職員を配置する必要があります。

また、現在行っている具体的な業務及び組織は、別添参考資料の「県立青少年教育施設の業務及び組織に関する資料」を参照してください。

## 10 モニタリングの実施

指定管理者は、利用者のサービス向上等の観点から、定期的に施設の利用者から意見や満足度等を聴取するモニタリングを実施し、その後の業務に反映させるなど、県民サービスの水準を確保するよう努めてください。

## 11 管理運営経費等

(1) 各青少年教育施設の管理運営に関する全ての費用は、利用料金及びその他の収入並びに県からの負担金をもって充てるものとします。

ただし、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定の修繕及び改良にかかる費用は、県が別途負担します。

なお、県教育委員会が示す基準による減免利用分の利用料金については、年度による特別な事情等がある場合を除き、負担金に含まれているものとして考えてください。

(2) 県が支払う負担金の金額については、各事業年度 135,821,000 円を上限とし、提出された事業計画書による金額に基づき、県が適正であると認める金額の範囲内とします。

なお、支払い方法等の詳細については協定書で定めます。

(3) 負担金の対象となる経費

- ①人件費
- ②施設維持管理費(ただし、公課費については法人税を除く)
- ③事業費のうち利用者負担相当額以外の経費

(4) 負担金の精算等

原則として、毎年度生じる収支差額については、返還は行わないものとしませんが、指定管理者の管理業務状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、指定管理者との協議により、住民サービス改善のための新たな投資をする等の対応をとっていただく場合があります。

また、指定管理者で実施していただく施設、設備、備品の修繕・工事等の経費については概算で支払い、当該年度終了後に精算するものとします。

なお、1 件あたり 100 万円を超える修繕・工事については、県教育委員会と事前に協議することとします。

## 12 指定の申請にあたっての留意事項

(1) 応募資格

①法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、県内に事務所を有し、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備できる者であること。

②複数の法人等により構成(以下「グループ」という。)し応募する場合は、次のとおりとします。

ア グループを構成する法人等の中から、代表者を定めること。

イ 代表者を除く法人等は、構成団体とする。

ウ グループを構成する法人等は、単独で、または、他のグループの代表者及び構成団体として応募す

ることはできません。

## (2) 応募の制限

応募できる法人等（構成団体を含む。）は、次に掲げる条件の全てを満たす法人等とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 申請書の提出期限の日から指定管理者決定までの間において、長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ③ 申請書の提出期限の日以前6ヶ月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第1項若しくは第 19 条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- ⑤ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 22 年9月 13 日施行）に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑥ 直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納・滞納がないこと。

## 13 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、県立青少年教育施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

### (1) 県立青少年教育施設指定管理者事業計画書（下記事項を含む様式第3号）

- ① 県立青少年教育施設の管理運営方針に関する事項
- ② 管理運営の内容に関する事項
- ③ 収支計画に関する事項
- ④ 組織及び人員に関する事項
- ⑤ その他県教育委員会が必要と認める事項

### (2) グループで応募の場合

- ① グループ応募構成届出書（様式第4号）

### (3) 附属書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 定款、寄附行為、その他これらに類する書類
- ③ 法人にあっては法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては、設立以降の活動状況を記載した書類
- ④ 役員の名簿及び履歴書
- ⑤ 法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規程等
- ⑥ 法人等の概要に関する書類
  - ア 法人等の概要（様式第5号）
  - イ 貸借対照表又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

- ウ 損益計算書又はこれに類する書類(前事業年度及び前々事業年度)
- エ 事業(営業)報告書又はこれに類する書類(前事業年度及び前々事業年度)

※⑥イ～エについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、収支予算書又はこれに類する書類の提出に替えること。

設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出すること。

⑦その他

ア 長崎県税及び市町村税の未納がない証明(直近1年間のもの)

イ 消費税及び地方消費税の未納がない証明(直近1年間のもの)

※⑦ア～イについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、添付を要しない。

※グループで応募の場合、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの附属書類を提出すること。

(4) 指定申請書の提出方法

①提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁7階  
長崎県教育庁生涯学習課県民学習班

②提出期間

令和7年9月5日(金)まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる日(以下、「長崎県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

③提出方法

持参又は郵送によります。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とします。郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和7年9月5日(金)午後5時必着とします。

④提出部数

提出部数は、正1部、副9部(副は複写可、またうち一部はコピーができるように製本しないこと)の10部とします。

また、事業計画書及び提出された資料については、一切返却しません。

(5) 指定申請書、事業計画書、附属書類等(以下、「指定申請書等」という。)の作成及び提出上の注意事項

①指定申請書の作成にあつては、労働基準法(昭和22年法律第49号)をはじめとする関係法規を遵守すること。

②指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとし、ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

③指定申請書等に用いる言語、通貨、単位等は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

④申請1者につき、提案は1案とします。複数提案はできません。

⑤提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。

⑥提出された指定申請書は指定管理者の選定以外の目的で使用することはありません。

⑦提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

⑧指定申請書等の提出及びその他申請に係る費用については、全て申請者の負担とします。

⑨指定申請書等の記載に虚偽又は不正があつた場合、その他申請法人及び関係者において不法又は不正な行為があつた場合は、失格とします。

⑩申請団体及びその関係者が、選定委員及び本件募集関係者に対して、本件審査に関して公平を損なう接触を行った場合は、失格とします。

⑪申請受付後に辞退する場合には、応募辞退届(様式第8号)を提出してください。

## 14 現地説明会

現場の立地及び施設の概要等について参考としていただくために、下記の日程で現地説明会を行います。参加を希望する方は令和7年8月1日(金)午後5時までに現地説明会参加申込書(様式第7号)により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにてお知らせください。

なお、現地説明会への参加の有無が指定管理者の選定に影響するものではありません。

### (1) 現地説明会日程

令和7年8月8日(金)午前10時…佐世保青少年の天地

令和7年8月8日(金)午後3時…世知原少年自然の家

### (2) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁7階 長崎県教育庁生涯学習課県民学習班

TEL 095-894-3365 FAX 095-894-3477

E-mail:s40040@pref.nagasaki.lg.jp

## 15 指定管理者の指定

指定管理者の選定については、天地条例第5条及び自然の家条例第5条の規定に基づき、次の項目について候補者を総合的に評価して選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

### (1) 県立青少年教育施設の管理運営方針

- ①各施設の設置目的の確実な実施について
- ②管理運営を希望する目的・理由について
- ③地域との連携や貢献について
- ④管理運営にあたっての地元雇用や県内発注について
- ⑤同種施設との連携等について
- ⑥特色ある管理運営について
- ⑦住民の公平な利用の確保について
- ⑧主催事業における特色ある事業計画について

### (2) 管理運営の内容

- ①開館日や受け入れ時間等について
- ②利用料金設定(減免を含む)の考え方について
- ③体験活動プログラムの開発について
- ④広報・誘客対策について
- ⑤食事の提供について
- ⑥利用者意見の反映について
- ⑦施設の効用の最大化のための提案
- ⑧自由提案事業について
- ⑨利用者サービスの向上について
- ⑩安全管理対策・体制について
- ⑪事故及び災害時の対応体制について
- ⑫苦情等に対する対応について
- ⑬個人情報の保護について
- ⑭感染症予防対策について

### (3) 収支計画

- ①収入・支出について
- ②財務状況について
- ③管理経費の縮減について

(4) 組織及び人員

- ①組織及び人員などの運営体制・職員の確保策について
- ②職員の指導育成・研修体制について
- ③コンプライアンス(法令遵守)について

(5) その他

「13 指定管理者の指定の申請」以降に「12(1) 応募資格」に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあります。

なお、指定管理者の指定にあたっては、事業内容を調整のうえ、県と協定書を締結することとなります。

## 16 指定管理者の選定方式等

(1) 選定方法

選定にあたっては、公募による申請者の審査を行うため、学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方などで構成する指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において、事業計画書等の提出書類及び面接審査に基づき、別紙の審査表により採点し、天地条例第5条及び自然の家条例第5条に基づく下記の基準により最も優れた申請者を選定します。

なお、面接審査の日時、場所、出席人数等については、後日申請者に連絡します。

○ 選定基準

- ①事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
- ②事業計画書等の内容が、各施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- ③指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った各施設の管理を安定して行うことができるものであること。
- ④設置者である長崎県との連携が十分に図られるものであること。
- ⑤県内に事務所を有すること。

(2) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、長崎県教育庁内に設置します。

(3) 選定結果

選定結果については、申請者に文書で通知します。(令和7年10月頃を予定)

## 17 募集要項等の配付

(1) 配付期間

募集要項及び別添参考資料は、令和7年7月25日(金)から令和7年9月5日(金)(長崎県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで配付します。

なお、募集要項及び各提出書類の様式については、長崎県教育委員会のホームページからもダウンロードできます。(その他の参考資料については、配付のみの対応とします。)

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-shogai/>

(2) 配付場所

## 18 その他

### (1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設の運営業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消及び協定の解除をすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害及び第三者に与えた損害は指定管理者が賠償するものとします。

### (2) 業務の引継ぎ

当該募集により、指定管理者が交替することとなった場合、指定管理者候補は、指定管理者指定後に県及び現在の指定管理者と、速やかに業務の引継ぎについて協議を行い、指定期間開始までの間の引継計画を策定し、県に報告するものとします。引継ぎにかかる費用は原則として指定管理者候補者が負担することとし、施設の運営業務に支障をきたさないよう引継ぐこととします。

なお、令和13年3月31日までの指定期間内に指定が取り消された場合又は令和13年4月1日からの次期指定管理者候補者が決定した場合は、施設の運営業務に支障を来さないよう、業務の円滑な引継ぎについて県及び次期指定管理者候補者に対して協力するとともに、業務に関する調査や必要な書類・データの提供を行っていただきます。その際の引継ぎにかかる費用は、次期指定管理者候補者が負担することとします。

## 19 質問及び回答

### (1) 受付期間

募集要項等に関する質問は、所定の質問書(様式第6号)により令和7年7月25日(金)から令和7年8月25日(月)(長崎県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで受け付けます。

### (2) 受付期間

郵送又はファクシミリ、電子メールのいずれかで、下記の問合せ先まで送付してください。

### (3) 回答方法

回答は、ファクシミリ又は電子メールで質問者あてに回答するとともに、随時閲覧に供します。また、長崎県教育委員会のホームページでも公開します。

#### ◎問合せ先、提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁7階 長崎県教育庁生涯学習課県民学習班

TEL 095-894-3365 FAX 095-894-3477

E-mail:s40040@pref.nagasaki.lg.jp

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-shogai/>